

工事請負契約書(案)

- | | | | | | | |
|---|---------------------|--------------------|----|---|---|---|
| 1 | 工事番号・名称 | 第20-79800-0005号 | | | | |
| | | 相馬農業高校太陽光型植物工場設備工事 | | | | |
| 2 | 工事の場所 | 南相馬市原町区本陣前地内 | | | | |
| 3 | 工期 | 着工 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 工事請負代金の額 | 金 | | | 円 | |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | | | | |
| | | 金 | | | 円 | |
| 5 | 契約保証金 | 金 | | | 円 | |

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特約条項

- 第1 福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回とする。
- 第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。
- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第4 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県南相馬市原町区三島町一丁目6-5番地
福島県
福島県立相馬農業高等学校長 伊東 光司

受注者